





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年2月27日(火) 第9578号

■ 目 次

	ペーシ
告示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	2
○道路の区域変更(同)	2
○道路の供用開始(同)	3
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(同)	3
○土地改良事業計画の変更認可(農村整備課)	4
○同	4

■ 告 示

◎群馬県告示第45号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において 一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

群馬県知事 大澤 正明

道路の 種 類	路線名	区間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長メートル
県道	山王赤生田線	館林市当郷町72番地先から同市楠町	前	8. 2~15. 0	87.0
	3763番の2地先まで		後	8. $2 \sim 15$. 0 0. $0 \sim 45$. 1	8 7. 0 1 1 0. 0

◎群馬県告示第46号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において 一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

群馬県知事 大澤 正明

道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	山王赤生田線	館林市当郷町72番地先から同市楠町3763番の2地 先まで	平成30年3月1日

◎群馬県告示第47号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において 一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

群馬県知事 大澤 正明

道路の 種 類	路線名	区	間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長メートル

県道	館林市若宮町2689番の1地先から 同市同2758番の1地先まで	前	11.	$2 \sim 1 \ 1$.	7	265.0
	同印回2180番の1地元まり	後	11.	$2 \sim 14$.	1	265.0

◎群馬県告示第48号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において 一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

群馬県知事 大澤 正明

道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	館林藤岡線	館林市若宮町2689番の1地先から同市同2758番の1地先まで	平成30年3月1日

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ 部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年2月27日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 申請のあった年月日 平成30年2月15日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あんしん終活サポートはっぴぃえんど
- 3 代表者の氏名 川勝敏弘
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市大手町二丁目5番2号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象に高齢者並びに生活弱者など、支援を必要とする人々に対して、住まいや日常生活での支援サービス・困りごとや相談などを通じて、コミュニティネットワークを構築したり、人権擁護に関する支援事業を行い、人々が健やかに安心して暮らせる地域社会をつくり、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更 に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告 する。 なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県 民生活課において縦覧に供する。

平成30年2月27日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 申請のあった年月日 平成30年2月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゆきの会
- 3 代表者の氏名 間々田剛
- 4 主たる事務所の所在地 邑楽郡大泉町城之内五丁目14番15号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、幼児、虚弱老人、知的障害者(児)、身体障害者(児)の保育、介護、またその家族の手助け、援助を行う事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により長野堰土地改良区の土地改良事業計画の変更を平成30年2月16日に認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成30年2月27日

群馬県知事 大澤 正明

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により松 義台地土地改良区の土地改良事業計画の変更を平成30年2月16日に認可したので、同法第48条第11項の規 定により公告する。

平成30年2月27日

群馬県知事 大澤 正明

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111